

A Study on History of Football in Britain (Ⅲ)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/20443

英国におけるフットボールの歴史に関する研究(3)

秦 修 司

A Study on History of Football in Britain (III)

Shuji HATA

緒 言

英国において、フットボールを称せられるボール・ゲームについての信頼できる言及は14世紀頃のイングランドの資料において見ることができる。Marplesは彼の著書、A History of Football (London, Secker & Warburg, 1954)の第三章、The 14th and 15th Centuries (24頁-40頁)において、フットボールについて数多くの散在している言及をまとめ、英国における中世のフットボールがどのようなものであったか詳細に叙述している。そこで本研究では、Marples著書のA History of Footballの第三章、The 14th and 15th Centuriesをとりあげ、Marplesの叙述に基づいて、英国の中世におけるフットボールがどのようなものであったか、フットボールがイングランドの人々の生活にどのような役割を果たしたか、そしてある程度まで、イングランドの人々がフットボールについてどのように考えていたかを追究する。

本 論

Fitzstephenの時代¹⁾以後、1点において大きな変化があった。その当時のロンドンの人々がFitzstephenが記述しているゲーム(それをフットボールと見做すとすれば)を是認していたのは明らかであるが、フットボールが14世紀に最初にその姿を現わした時は、禁制のスポーツとしてであった。フットボールが禁止されたのには主要な理由が二つあった。その第一は、

フットボールのゲームは14世紀になるとロンドンの大通りや空地で行われた場合、不法妨害や危険物になったことであり、第二はフットボールのゲームは軍事訓練における弓術の敵対物と看做されたことである。

フットボールのゲームが14世紀において今や不法妨害であったことは、ロンドン市長のNicholas de Farndoneが国王エドワード2世(1284-1327)の名で1314年4月13日に発した布告から明らかである。

治安維持のために発せられたる布告

この通告により、当時の市長たるNicholas de Farndoneは、数個の区の信頼するに足る人士を通して、犯罪者および夜間徘徊者に関する調査をなさしめ、左訳の如き布告を全市中に公表せしめたい。

記

国王陛下におかれては、敵を討伐せんがため、スコットランドの諸地域に赴かんとなされており、治安を維持するようわれらに厳命を下されたり……。しかも公共の田野における大規模なるフットボールより生ずる騒動が原因にて市中に大騒動が起り、それよりあるいは数々の不祥事の生ぜんやも知れぬ状況に鑑み——そは断じてあるまじきことなれど——国王陛下に代りて、以後市内にてかかる競技を行うことを厳禁し、これに違反する者は獄に投ずるものなり²⁾……。

ここにおいて、500年以上もイングランドの伝

統的なゲームであり続け、現在も若干の地方で残っているマスフットボールが行われていた確かな状況が得られる。本布告は、エドワード2世が結局は Bannokbarn において敗北することになったスコットランドとの戦いのため出発する際に発せられたものであり、市長はその前文において彼が不在の時には治安を維持するようロンドンの市民に嚴重に申し渡している。布告から、フットボールは公共の田野のような空地で行われた時でさえ、治安を破る原因にしばしばなったことが推測される。市長はこれらの場合、何が起こるかを経験から知っていたのであろう。市長のフットボールに対する非難はその激しさが最大のものではないけれども、19世紀末までほとんど中止することなく続けられ、長期に渡って発せられた布告の最初のものである。しかし、後世での同じような方法が効果がなかったように、フットボールを禁ずるその布告は効果がなかった。そのためエドワード3世（1312—1377）は治世第6年目、1331年に再度、フットボールを公的不法妨害として禁止するもう一つの勅令を発することによって、決定的な権力と構じた⁴⁾。

14世紀におけるいくつかの言及からフットボールとの関連で生じたかもしれない事故を知ることができる。これらのうちの一つは、Oxford で起きた大通りでの球技 (ball-play) の最中での死亡事故の記録である。

1303年3月25日の月曜日、オックスフォードの大学生である Salisbury Thomas は兄弟の Adam が死体となっているのを発見し、Adam 大通りで Eastgate に向って球戯 (playing the ball) をしていたところ、アイルランド出身の学生に襲撃されそのために致命傷を負ったと断言した⁵⁾。

ここでは特にフットボールとは記述されていないことは注目される。これらアイルランドの学生たちが彼等の国技であるハーリングのゲーム又は他のゲームを行っていたことを確かめる

ことはできない。他の例からもわかるように、球戯 (ball-play) はこの場合、フットボールを示していると思われる。オックスフォードにおいて、アイルランドの学生は彼等の粗暴性で有名であったので、彼等の間におびただしい流血沙汰があったに違いない。しかし、フットボールの喧嘩騒ぎはアイルランド人の専売特許では断じてなく、フットボールのゲームを禁止する数々の意図のうちの一つは、そのような死亡事故の危険性を減少させることにあった。

その当時の他の数々の記録文書が死亡事故について記しているが、それらのいくつかは14世紀のフットボールの選手又はレスリングの選手が、競技中に短剣を身につけていたために生じた致命傷である。フットボールの競技中に生じたそのような死亡事故が二件あるが、その最初のものであるのは、1280年、聖三位一体の祝日に Northumberland⁶⁾ の Ulgham で生じたものであるが、宗教裁判所のカレンダーに掲載されている。

William de Ellington の息子 Henry は聖三位一体の祝日に Ulgham で David le Keu その他多数と球戯 (ball-play) をしていたところ、David と衝突し David のナイフで思わざる傷を負い、ために次の金曜日に死亡した。二人ともボールに向って突進して衝突したものだが、David のベルトに吊っていたナイフが突出していたため、切先は鞆に納ってはいたものの Henry の腹に当たり、握りは David の腹に当たった。Henry は鞆によって負傷し、不測の事故によって死亡したものである⁷⁾。

ここでも、死亡事故がフットボールのゲーム中に生じたものであるとは明確には記述されていないが、その犠牲者は、14世紀においては、そしてその状況においてはほとんど確実にフットボールを示していると思われる ludens ad pilam と記述されている。第二番目の死亡事故はその数々の要点において、最初のもので極めて類似しているが、その死亡事故は1321年に生

じた。

Sempringhamの修道会所属のShouldhamの律修司祭William de Spalding儀。球戯(the game at ball)の最中に足もて(cum pede)ボールを蹴りしところ、これ又、Williamなる名の在俗の友人、当人に打ち当たり、律修司祭の帯びいたる鞘入りのナイフにて傷を負いしが、その傷重ければ七日のうちに死にたり。William de Spaldingは、友の死に深く心痛し、敵にいかなる誹謗をも受けかねざるべしと憂慮して教皇に請願せるものなるが、当人には何らかの咎なきものと認め、ここに特免を与えるものなり⁹⁾。

Norfolk⁹⁾のShouldhamの律修司祭であるSempringhamの修道会のWilliam de Spaldingが、競技をしている最中、彼がボールを蹴り、彼の平民の友人が鞘に納ったナイフにつき当たり、そのために死傷したものである。この場合、ボールを蹴った(kicked the ball)との言及は行われたゲームがフットボールであったことを明らかにするものである。William de Spaldingは不注意にも友人を死傷させたことに非常に困惑したので、彼はAvignon¹⁰⁾の教皇John 22世に特免状を求め、そしてそれを得たのである。

Shouldhamの死亡事故において特に興味ある点はその事故に関係しているフットボールの選手が大聖堂に付属する下級僧侶で律修司祭と記述されていることである。律修司祭がフットボールを行っていることに驚くべきことがあるのではない。この時代の下級僧侶の嗜好が平信徒の嗜好と異っていたと考える理由はまったくない。しかし、重要なのは、この時代つまり、1321年に、フットボールを行った律修司祭に対して如何なる異議も唱えられなかったことである。しかもこのあとあまり時を経ずして、僧侶が世俗のゲームに熱中することが教会の強力な行動を要求する程重大な問題になった。これについての最初に記録にある例は、Ely¹¹⁾の宗教

会議が僧侶がゲームを行うことを禁止したエドワード3世の治世第38年目、1364年のものである¹²⁾。そのように、フットボールは14世紀においてすでに世俗の官憲と同様に教会当局からの反対を受けていたのである。

14世紀の間、後世になってと同様にあまり重傷ではない類のフットボールの事故が数多くあったことが想像されるが、その事例の性格からして、これら事故はあまり記録されなかったと思われる。しかし、洗礼式の後、フットボールを行っている最中に受けた脚の骨折が二例、そしてキックによる内傷についての記録がある。後者の事故は多分に奇蹟的な方法によって治療された唯一の例である。犠牲者であるNewark¹³⁾の近郊のCauntonに住むWilliam Bartramなる者はヘンリー7世(1457—1509)の治世の初期、フットボールの最中、急所を蹴られ、長期に渡る耐えがたい痛みに苦しんだが、名高いヘンリー王の姿を夢に見た途端、健康の恵みを回復した。この奇蹟を記録した年代記作者はフットボールについての批判を正式に表明しており、その論評は貴重である。

彼等と一緒に楽しむために集ってした競技は、一部の人がフットボールと呼んでいる。それは野外のスポーツで、若者たちは巨大なボールを手で空中に投げるのではなくボールを叩いて地面をころがして押し進めるがそれも手でなく足でする競技なのだ。私に言わせれば忌むべき競技で少くとも私の判断では、他のどの競技よりも低俗で品位に欠け、無益で大抵の場合、最後には競技者自身に死者が出たり事故が起こったり不利なことが起こったりする¹⁴⁾。

この論評は15世紀末のものである。この年代記作者の非難の大部分が当たっていることは既に検討した記録文書で立証されている。多くの人々が14世紀にすでに、上述のような見解を持っていたと思われる。そしてロンドンの市長が1314年にフットボールの禁止令を発した時、いずれにせよ市長がその地域社会の穏健で社会

的地位のあるメンバーの見解を表明していたと当然のことながら看做すことができる。しかし、これらの線に沿った批判が一斉に始まることがなかったため、その間にフットボールが広がっていったのは明らかである。

1338年の百年戦争¹⁵⁾の勃発によりフットボールのゲームに対する非難が強く出て来る。フットボールは弓術の妨げになるという根拠のもとに、国王がフットボール(他のゲームも一緒に)を禁ずる勅令を何度も発したことは、二つのことを示唆するものである。まず第一に、フットボールは極めて人気のあるスポーツであったに違いなく、国王が、せいぜいフットボールを一時的にしか阻止することができなかつた程人気があったに違いない。第二に、フットボールはイングランドの最高の射手になる類の、つまり小地主たちによって行われたに違いない。国王や荘園領主がフットボールを戦時における国家的脅威と看做したとしても、フットボールはすみやかに国民的なスポーツになったに違いない。

1365年に、エドワード3世がロンドンのシェリフに宛てた命令書は公式の態度を充分に強調している。

ロンドンの執行官に告ぐ。当市の身体強健なすべての男子は祝祭日には余暇ありて運動をなすに際しては弓矢又は石玉又は太矢を用いるよう布告し……石投げ、loggat, および鉄輪投げ、ハンドボール、フットボール又は何の価値も無き無益なる遊戯に手を出すことを禁止し、この禁制に違反せば、投獄すべきこと。国民は貴賤を問わず、これまで遊戯をなすに際しては上述の技を行い来たり、されば神の御助けにより戦いにおいて王国は名誉を、国王は優位を勝ち得しなり。さるに、今や上述の技は全く廃れたるに等しく、国民は先述の遊戯および他の不名誉にして不経済ないしは無益なる遊戯に耽り、ために王国には射手失せんとす¹⁶⁾。

リチャード2世(1367—1400)も1388年に同様の命令書を発している。

……されど、かかる使用人、労働者は弓矢を持ち、それを日曜日および祝祭日に甲うるべく、ハンドボールたるとフットボールたるとを問わず、あらゆる球技を止め、鉄輪投げ、さいころ遊び、石投げと呼ばれる他の遊戯、またはこれに類する他の嘆かわしき遊戯を止むべきでない¹⁷⁾。……

これらの記録文書や弓術を支持する他の数々の勅令から、イングランド人は空虚なゲームに耽り過ぎており、彼等の軍人としての能力を極めて低下させる程度まで弓術の関心を失っていたと判断されるかもしれない。その印象は、ヘンリー5世(1387—1422)がAgincourt¹⁸⁾の前年においてでさえ、さらにフットボールや他のゲームを禁止し、弓術を命ずる布告を発しなければならなかつた事実によって確証される¹⁹⁾。しかもこの時代のイングランドの軍隊の歴史からみると、実際には弓術は軽視されていなかったことが示唆される。Crécy²⁰⁾、Poitiers²¹⁾、そしてAgincourtにおいて極めて優秀であったことを証明したイングランドの射手隊に比敵する程の歩兵隊はヨーロッパにはまったく存在しなかつたのである。従って、国王の勅令は、何度も発せられる必要性があつたにもかかわらず、若干の効果はあつたと看做さなければならない。それらの勅令は、王国は如何に大弓の熟練に依存していたかを知っている政府によってとられたある程度まで予防措置であつたと看做すべきである。

1453年の百年戦争の終結によって軍備の必要性が無くなつた訳ではなかつた。一般大衆のフットボールのゲームへの欲求に対しての公式の反対は継続された。バラ戦争(1455—1485)²²⁾中はフットボールを禁止する勅令は発せられていない。従って、王位を要求して相争う者たちのどちらの側にも雇用されていない普通のイングランド人は邪魔されることなくフットボールを行い続けたに違いない。しかしながら、エド

ワード4世（1442—1483）が地歩を固めるとすぐに禁制のゲームが、再度、前面に出て来た。1474年5月28日の議会においてそのことが論議された。つまり弓矢が高額であるため、国民は弓術を放棄して禁制のスポーツをしばしば行っていると報告された。それら禁制のスポーツには、明確には述べられていないが、フットボールが含まれていたに違いない。それにより、弓矢の額は3シリング4ペンスに固定された。そして弓術の重要性を強調するために、そうなる段階がとられた²⁴⁾。1477年、エドワード4世は12ヶ月内に二度この趣旨の法令を発した。関連する条項は、次のように規定されている。

我国の法律によれば、何人たりといえども、さいころ遊び、鉄輪投げ、フットボールおよびこれに類する遊戯の如き不法なる遊戯なすべからず。身体強健なる者は皆、国防は射手によるところ大なければ、弓術の習練を行うべきものとす²⁵⁾。

続いて1478年に、ロンドンの市長によって同様の趣旨の布告が発せられた²⁶⁾。

ヘンリー7世（1457—1509）は継続して同じ方針をとったのだが、1496年、ほとんどの点ではそれまでの勅令のパターンに準じていたが、新しい点を二つ採り入れた法令を発した²⁷⁾。その法令では、初めて特に職人、労働者、召使いについて記述されているが、不法なゲームを行ってはならない者について明記している。そして、そのようなゲームはクリスマスに行つてよいと譲歩している。国民がそれらのゲームを日曜日以外は行う日がないために、クリスマスや他の祝祭日に行つて来たのは確かであるが、その事実を是認する勅令は希である。

ロンドン郊外の地方の官憲は国王のスポーツ禁止の施行に気が進まなかったようである。リチャード2世の治世第12年、1388年に定められたフットボールを禁ずる法令が守られなかったので、ヘンリー4世は、1410年、フットボールの如き軽罪がなされた都市の首長や執行官に20シリングの罰金を課した²⁸⁾。どれだけの首長が

罰金を課せられたかわからないが、15世紀後半にロンドン以外の自治体当局は禁制のゲームを行うことを禁止する法を施行している。Halifax²⁹⁾の記録から、1450年4月20日、教区のすべての人々に次の禁止令が発せられた。

何人といえども、以後、さいころ遊び、ボーリング、又はフットボールもしくは他の不法な遊戯をなすべからざる。これを犯したる時は個々の罪科につき12ペンスの罰金を課するものとす³⁰⁾。

そして1454年に、再度、禁止令が発せられ、さらに4ペンス追加され、何名かの違反者が提訴された³¹⁾。同様にLeicester³²⁾では1467年、10月22日³³⁾、そして1488年6月5日に再度次の法令が発せられた。

……当市又は我国の何人といえども、法令および議会によって禁止せられたる不法なる遊戯、すなわち、さいころ遊び……テニス……フットボール……を当市の管轄区域内にて行うを得ず。而してこれらの遊戯が行なわれたる家屋、庭園又は屋敷の所有者はその行われたる事実の発覚したるにおいては収入役に4ペンスをまた各遊戯者は同じく収入役に6ペンスを共同体の用に供すべく支払うべきものとす³⁴⁾。

このことは、とにかくLeicesterの当局は彼等の責任を重大視していたことを示している。

すべてのフットボールを禁止する法律が制定されたにかかわらず、フットボールのゲームの人气が廃れていったという如何なる証拠もない。事実、何度も繰り返してなされる法律制定は、その反対のことを証明しており、たとえ弓術が実際には大きな不利益を受けなかったといっても15世紀のイングランド人は、今日まで英国の特徴の一つとなり続けてきたフットボールのゲームに次第に興味を示し始めていったことは確かなようである。そのために、個人が時々罰金を課せられたことには疑いがないが、フットボールや他の禁制のスポーツは、国王又は都市の首長が法令を発して禁止したとしてもそれを

巧妙に無視して継続されてきた。

フットボールを禁止する数々の法令や布告にもかかわらず、フットボールのゲームは継続されて行われたばかりでなく、いつの場合でも普通に行われており、事実、14、15世紀には容認されたという証拠が数々ある。たとえば、14世紀に、フットボールについての比喩が初めてイングランドの作家によって用いられた。14世紀に存在するフットボールについての文学上の言及は数多くはないが、それらによってフットボールのゲームは日常茶飯であったことが証明される。

Chaucer (1340—1400)³⁵⁾ は Knight's Tale の中でフットボールの比喩をまったく自然に用いている。

駿馬はとうとう倒れ、騎乗の武者は皆落馬する。

ある者は足に踏まれてボールのようにころがる³⁶⁾。

これがフットボールの喩えであることは明らかであり、Dryden (1631—1700) は1699年にChaucerを意識し、「ball」を「football」に変えている。John Wyclif³⁸⁾ (1320—1384) は同時代に、説教でフットボールについて言及している。

当節ではキリスト教徒は時には教皇に時には司教に、時には枢機卿に、また時には司教の下の高位聖職者に蹴り回されている。この連中はまるでフットボールでもしているかのように靴を懲戒罰で繕うのだ³⁹⁾。

Wyclif がマス・フットボールの一般的な騒ぎをはっきりと念頭に描いていたこと、そしてそれに基づいたイメージが教会員にアピールするだろうということを知っていたと思われる。John Lydgate⁴⁰⁾ (1370—1451) は、同じくフットボールが受ける罰について考えているが、その場合、東部地方のゲームである camping 又は campball⁴¹⁾ についての最初の言及を含んだ一節において、ある者が次のようになされているとしている。

大きな camping のボールのように、くまなくふくらみを持たされる⁴²⁾。

実生活におけるフットボールについての比喩が14世紀後半のものである韻文の伝奇小説である Octavian に初めて登場する。オクトビアンヌ皇帝の息子の Florent はサラセン人との勝目のない戦いに専念している。

そしてある者に痛撃を与えたので頭はフットボールしながらに体から離れてころがった⁴³⁾。

このむしろ残酷な情景がイタリア人の作品の14世紀の改作である Laud Troy Book に再度表われる。

人々がフットボールをする時のように生首は到る所にころげまわった⁴⁴⁾。

そして、Sir Garwain が Green Knight の頭を刎ねたあと、「そして大勢の者がそれを蹴ってころがした」⁴⁵⁾とあるところの同世紀の伝奇小説である Sir Garwain and the Green Knight において。しかし、この比喩を1321年に実際に起こった事件、つまり二名の殺害者である Cheshire⁴⁶⁾ a Darnhall の Oldyngton なる兄弟が、彼等の犠牲者である Vale Royal の修道院の院長に仕える召使いの John de Boddworth なる人物の生首でフットボールをした恐るべき行為に転換したという実際にあった事件はさらに残酷なものである⁴⁷⁾。

Thomas Occleave (1368—1450) は Lady Money Bags のポートレートの中でもう一つ別の類のフットボールの比喩を与えている。

彼女の口は唇が灰色で決して小さからず、

顎の先はほとんど見えない。

見栄えのある体はフットボールのような形で、

まるでオウムのように彼女は唄う⁴⁸⁾。

当時のフットボールは豚の膀胱をふくらませたもので、いくらか隋円形をしていたことを念頭においておけばこの点をよりよく理解できる。

以上述べた作品の著者たちは西部地方を除いたイングランド全体を網羅していることを記す価値がある。Chaucerと彼の弟子であるOcleaveは南部の人物であった。Lydgateは東部地方の出身であった。彼は最終的にはBury St. Edmunds⁴⁹⁾の修道士として東部に定住したので、彼は東部地方のゲームであるcampingについて言及しなのである。WyclifはYorkshire⁵⁰⁾の人物であったが、生涯のほとんどをLeicestershire⁵¹⁾で過ごした。作者不明の伝奇小説のOctavianは北部に属する。一方、The Land Troy BookとSir Garwain and the Green Knightは中部地方西部で創作された。これらのことから、他の証拠がまったく無いにしても、フットボールがほぼイングランド中のすべての地方にすでに普及していたことは確かである。

引用してきた文学上の言及や法律制度の証拠とは違って、フットボールについての一般的理解を増大させ、若干の場合では詳細を与える他の示唆があるが、それによって15世紀のイングランドにおいてフットボールがどのような役割を果たしたかをより明確にすることが可能である。ロンドンの醸造会社の1418年から1440年の記事や他の記録に、「上記二年度にわが組合の会館を貸借せし職業組合と親睦団体の名称、およびその支払いたる金額」が筆頭に掲載されている名簿があり、項目の一つは、「フットボール選手により二度納入……20ペンス」とある⁵²⁾。ここにおいて職業組合でなく、とにかく親睦団体として、多分に告解火曜日(Shrove Tuesday)又は他の祝祭の日の年一度のゲームのあとある種の宴会を催すために醸造会社のホールに集ったフットボールの選手が存在したことが認められる。それはほとんどフットボール・クラブの萌芽であり、フットボールのゲームがこの特殊な場合に禁止されたことによって極めて不利な状況に陥ったことを示唆するものではないことは確かである。しかも、これはフットボール禁制の法律が繰返し制定された時代であり、百年戦

争の最中のことであった。

フットボールのゲームがなされ、そして婚礼の際にフットボールのための金が徴収されていた復活祭(Easter)のあとの第二番目の火曜日のHock Dayの祝いを禁ずるヘンリー4世の1409年の布告は、興味深いものである。

上述の市(ロンドン)又はその郊外におき最近なされた婚礼のためのフットボールや雄鶏たたきなるゲームのため、何人といえども、金銭を徴収するか又は徴収されるようなことがあってはならない。違反者には、市長や行政長官の裁定のうえ、禁固刑や罰金刑に処す⁵³⁾。

祝祭日にフットボールのゲームをした者に支払われた金銭又は贈物についての例は15世紀の同じ時期に属している。この場合、1425年にSaint's dayに、あるフットボール選手に寄付をしているのはBicester⁵⁴⁾の修道院長である。そしてその取扱いについては出納係の報告書に記入されている。つまり、「St. Catherine, Virgin and Martyrの祝日(つまり、11月25日)でのフットボール選手への様々な贈り物について⁵⁵⁾とある。フットボール選手に金銭が支払われたか、又は贈り物のために金銭が費やされたかは確かではない。しかし、このことから、Saist's dayのフットボールはごく普通のことであり、Bicesterの修道院長はフットボールを後援することは何も悪いことではないと考えていたことが推測される。

事実、聖日(holy day)も休日であった15世紀においては、フットボールは多分に、主として日曜日、祝祭日、あるいは教会の他の祝日に行なわれていたと思われる。何故ならば、それ以外にフットボールを行う機会がほとんどなかったからである。そして他のゲームにも同じことがあてはまる。16世紀になって広がったsabatarianism⁵⁶⁾はほとんど無かった。日曜日に娯楽に耽ることが悪いと看做されていなかったので人々が娯楽に耽ったという事実は多分に、記録されていないのであろう。インگران

ドの伝統である陽気な日曜日がどれ程根付いていたか、又、それを根絶するのがどれ程困難であったかを知るようになるのは、フットボールの禁止がのぼり始めた時においてのみである。16世紀以前のイングランド人は、朝の礼拝の後は夕べの祈りまで自由に楽しむことを当然のことと考えていた。娯楽が、礼拝のあとすぐに行われるゲームの形式をとったことはまったく自然の成行きである。

その後、中世においては、教会の構内はゲームやスポーツの絶好の場所になった。そしてその伝統は教会当局の非難にもかかわらず、何世紀の間継続された。教会の構内でのゲームに対する反対は *sabatarian movement* より極めて早い時期に起こった。すでに1287年に *Exeter*⁵⁷⁾ の教会会議は、教会の構内におけるレスリング、ダンス、そして他の低俗なスポーツを禁止している⁵⁸⁾。(これに対する興味深い後日談が150年あとに生じたが、その場合、*Exeter* の大聖堂主任司祭が宗教心のない子どもが礼拝の最中に回廊でゲームをしていると市長に不平を述べたが市長は、そのようなことはどこの場所においても通常の習慣であると返答した⁵⁹⁾。) 1303年、*Robert Manning* は、彼の作品、*Handlyng Synne* の中で、そのようなスポーツを神聖冒瀆であると激しく糾弾した⁶⁰⁾。そして、一世紀経て *John Mirk* は彼の作品、*Instruction for Parish Priests* の中で、教会司祭に、教会の構内からゲームを放逐するよう助言している。

彼等がそこでほしいままに軸棒や石を投ぐるを放置すべからず。教会構内から球成や鬼ごっこやこれに類する遊戯を締め出すべし⁶¹⁾。

Mirc はフットボールについて特には言及していないが、*Mirc* の写本でほぼ同時代の注釈者は、「ダンス、鉄輪投げ、ボーリング、テニス、ハンドボール、フットボール、スツールボール、および他のあらゆる種類の遊戯⁶²⁾」とつけ加えている。フットボールは、一般的に教会構内又は教会の近くで行われていたという例は、概し

て異常な事故だけしか記録に残されていないので当然ながら、数が少ない。*Sussex*⁶³⁾ の *Selmeston*⁶⁴⁾ と *Childham*⁶⁵⁾ において、それぞれ1403年と1404年に起きた洗礼後に行われたフットボールの興味深い事例が二つある。この場合の異常さは両方の場合とも、選手の一人が脚を骨折したことであり、そして選手がその日（一つの例は8月24日の *St Bartholomew's Day*）を記憶に印象づけたので、彼が20年以上もあとになって洗礼を受けた人の年齢を証言できたのである。これらのゲームが実際に教会構内又は教会の近くで行われたとは記述されていない。しかし、若者たちは、礼拝のあと教会を去ったらすぐにフットボールを行なったのは確かである。

教会当局の単なる非難攻撃が、教会構内でのフットボールを阻止するのに多大の効果があったとは考えられない。その問題を取扱うより駆け引き上手で、より効果的な方法は *Norfolk*⁶⁶⁾ の *Swaffam* の教区長によるものであるが、彼は教会の構内に隣接して *camp-ball* 又は *camping* などのゲームを行うための「*camping-close*」又は「*camping-pightel*」を作った⁶⁷⁾。この類のフットボールのグラウンドは16世紀の東部地方では、数多く作られていた。

フットボールの普及にもかかわらず、中世の写本の彩飾家が時々、喜んで写本を彩色するスポーツや娯楽の中にはフットボールはほとんどない。ハンドボール、バルーン・ボール、バンディ・ボール、クラブ・ボール、トラップ・ボール、ゴルフなどの他の球技はすべて示されている。しかし、多分にフットボールを表わしているとされる記録が二つある。(写真1, 2)。写真1⁶⁸⁾では、それぞれ三名から成る二つのチームが示されている。一人の婦人が彼等の一人にゲームを中断するよう説得して激しく言い争っているのがゲームを中断していると *Marples* は説明している。その写真はフットボールを行っているものであるとされているものだが、ボールがまったく示されていない事実は、

これが実際にフットボールであるか極めて疑わしい。写真2は、何がなされているかは不確か



写真1 (Marples, A History of Football より)



写真2 (Marples, A History of Football より)

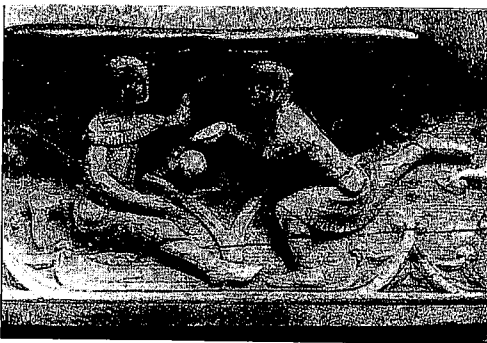


写真3 (Marples, A History of Football より)

ではあるが、フットボールが描かれているのは疑いがない。図の左側では五名のフットボールの選手の足元に縫い合わされたボールがあり、彼等の顔は心配した表情をしている。右側には右腕を骨折していると思われる年輩の人物がいる。彼は自分の左手で右腕を支えている。一方、

彼の妻と思われる婦人がそばに困惑して立ち、娘は両手をあげて膝まづいている。図の中央には神々しい表情をした人が二名いる。その娘が彼等に自分の父の骨折を治してくれるよう頼んでいるかもしれないと示唆されてきた⁶⁹⁾。いずれにせよ、そのシーンは実際にフットボールについて注釈しているのは確かである。唯一考えられる14世紀のフットボールについての表現は別の芸術表現の方法である。それは、写真3で示されている Gloucester⁷⁰⁾の司教座聖堂にある有名な14世紀の misericord⁷¹⁾に彫られたものであるが、二人の人物が全力で走っているようである。ボールは二人の間の空中にあり、二人はボールに腕を伸ばしている⁷²⁾。二人はそれぞれ左足と右足をあげているが、これは彼等が走っていることを示すか、又は相手がボールを掴んだ瞬間に蹴ってやろうとしていることを示すか又はネット・ボールのように手の平でボールをバウンドさせていることを示すものである。何のために足をあげているかがはっきりしないことを考えなければ、描かれているゲームが本当にフットボールであると確証することはできない。

14, 15世紀のスコットランドにおけるフットボールの歴史は、それについてはあまり知られていないが、すでに考察してきたイングランドにおけるフットボールの起源と極めて類似した線をたどっている。スコットランドにおいて生まれたマス・フットボールの数多くが、後世に残っている点で、スコットランド人の間でフットボールが極めて早くから確立していたということは特に興味あることである。しかし、フットボールはスコットランドの低地地方あるいはケルト族の血統を引いていないスコットランド人が住んでいた地域に限られたことを記しておく必要がある。スコットランド高地の人々がフットボールのゲームに全く興味を示さなかったのは明らかであり、今日までも全く興味を示さなかったのであるが、他のケルト族の地域、ウェールズ、Brittany⁷³⁾、Cornwall⁷⁴⁾そしてア

イルランド特有の様々な形態のフットボールがあり、フットボールの起源がケルト族のゲームであるかもしれないことを考えなければ、そのことは奇妙である。そのことが意味するのは、フットボールは、イングランドから、又は多分により可能性があるが、フランスからスコットランドに達したということである。

15世紀におけるスコットランドのすべての国王はフットボールを禁止する必要があると考えた。1424年5月26日、Perthで開催されたジェームズ1世（1394—1437）の最初の議会で、次のフットボールを禁止する法が通過した。

何人といえども決してフットボールをなすべからず。

国王陛下は何人といえどもフットボールをなすと禁ず。これを犯したる時は個々の罪科につき3シリングの罰金を、領地の領主に、又は領主がそれなる違反を罰しない場合は、領地の執行官又はその代行人に支払うべきものとす⁷⁵⁾。

国王が決して荘園領主の支援を得ることがなかったのは確かである。執行官にできえ、フットボールを弾圧するのに要す余力や時間があつたとは考えられない。とにかく、スコットランドにおいてもイングランドのようにフットボールは継続して行われた。同じようなフットボールを禁止する布告が、1457年にジェームズ2世⁷⁶⁾（1430—1460）によって、1471年にジェームズ3世⁷⁷⁾によって、そして1491年にジェームズ4世⁷⁸⁾（1473—1513）の下に発せられた。さらに、スコットランドの典型的なゲームであるゴルフが望ましくないものとしてフットボールと同類にされている。つまり、1471年には、「この領地の如何なる場所においてもフットボール、ゴルフ、又はその他の不健康で益のないスポーツをなすべからず」と布告している。1481年には「フットボールとゴルフは完全に無視してなすべからず」と布告している。それらの動機は、イングランドの場合と同じで、これらのゲームによって軍事訓練が妨げられることのないよう

にすることにあつた。これらのゲームを禁止する際に、ジェームズ4世は年に四回は武器を点検すべしと特に規定しているが、それは多分にこれらのことがある程度、伝統的なフットボールの祭りにとって代るのを望んでのことである。しかし15世紀のスコットランドにおいてCandlemas⁷⁹⁾やFastern's E'en（告解火曜日）があつたかについては確かでない。しかし、スコットランドのジェームズ5世（1512—1542）が、あるFastern's E'enの日に変装してMelrose⁸⁰⁾からJedburgh⁸¹⁾に海って、Jedburghのゲーム⁸²⁾に参加したという伝統が伝わっている。このことは、Jedburghのゲームは16世紀の初期に確立されたことを意味している。ジェームズ4世はフットボールを行ったか又はとにかくフットボールを擁護したと思われる。興味深い付随的な側光が、1497年のスコットランドの出納局長の収支計算書の中に、「4月22日、国王のためのフットボール購入のためJames Dogに2シリング⁸³⁾」の項目が記入されていることによって、国王の禁止にあてられる。このことについては、国王は他の問題と同じように、法律の制約を受けることがなかったことが推測される。しかし、国王みずからフットボールで遊んだか、ボールを息子に与えたか又は廷臣や召使いに使用させるためのものであつたかは確かでない。15世紀のスコットランドの国王たちは、多分に実生活でフットボールを行っていたと考えられる。そうでないとGavin Douglas（1474—1522）が、彼の寓意話の作品、King Hartの中でのように、フィクションで国王たちにフットボールをさせることができなかった。フィクションで、国王はボール遊びをしている最中に、脛を骨折し、腕に打撲傷を負い、そのために死亡している⁸⁴⁾。

結

Marplesの叙述に基づいて、英国における、14、15世紀のフットボールについて追究したが、フットボールは、初期には、フットボー

ルが弓術の好ましからぬ敵対物として、当局の非難攻撃を受け、国防の大義のために立法措置によって規制された。この種の法令は、王国を防衛するために射手が必要とされる間は存続した。イングランド各地で制定された法律と事故の記録とによって立証された、フットボールのゲームの広汎な人気は文学にも反映し、そこでは、フットボールは手荒に扱われるものの比喩とされている。

註及び引用・参考文献

- 1) 英国におけるフットボールについての最初の記録は Thomas á Becket 伝の一部として1175年に書かれ、そして又 John Stow による Surrey of London (1596) の中で引用されている William Fitzstephen の Descriptio Nobilissimae Civitalis Londinae の中の告解期の祭礼についての説明で始まると一般的に言われる。
- 2) Calendar of Inquisitions, Miscellaneous (Chancery) (London, 1916), I, 599, item 2241 ; quoted in Magoun, History of Football from the beginnings to 1871, Kölner Anglistische Arbeiten, p.5, 1938. [原典：Proclamation issued for the Preservation of the Peace.
Byvirtue of this notice Nicholaus de Farndone, then Mayor has by trustworthy men of several wards caused inquiry to be made concerning malefactors and night-prowlers, and has caused a proclamation set forth below as follows to be proclaimed through out the entire city :-
Whereas our Lord the King is going towards the parts of Scotland, in his war against his enemies and has especially commanded us strictly to keep his peace……. And whereas there is great uproar in the City, through certain tumults arising from great footballs in the fields of the public, from which many evils perchance may arise—which may God forbid—we do command and do forbid, on the King's behalf, upon pain of imprisonment that such game shall be practised henceforth within the city…….
F.P. マグーン著、忍足欣四郎訳、フットボールの社会史、岩波新書、6～7頁の訳を用いた。
- 3) Bannockburn ; バノックバーン：英国スコットランド中部 Stirling 州の村：Robert the Bruce 指揮下のスコットランド軍がイングランド軍に勝ち（1314年）、スコットランドの独立を確保した戦場。
- 4) Rotuli Parliamentorum, II, 64a, Par. 3.
- 5) H. E. Salter ed., Records of Mediaeval Oxford (1912), II, col, I ; from Bodleian Library, Brian Twyne Ms. No. IV, p.35. ; quoted in Magoun, ibid, p. 5. [原典：On Monday, March 25, 1303, Thomas of Salisbury, a student of Oxford University, found his brother Adam dead, and it was alleged that he was killed by Irish students, whilst playing the ball in the High Street towards Eastgate.]
- 6) Northumberland ; ノーサンバーランド：英国イングランド北軍部の州。
- 7) Calender of Inquisitiono, Miscellaneous (1916), I, 599, item 2241 ; quoted in Magoun ibid., p. 4—5. [原典：Henry, son of William de Ellington, while playing at ball (ludens ad pilum) at Ulkham on Trinity Sunday with David le Keu and many others ran against David and received an accidental wound from David's knife of which he died on the following Friday. They were both runing to the ball, and ran against each other, and the knite hanging from David's belt stuck out so that the point through in the sheath struck against Henry's belly, and the handle against David's belly. He was wounded right through the sheath and died by misadventure. F. P. マグーン著、忍足欣四郎訳、上掲書、5頁の訳を用いた。
- 8) W. H. Bliss ed., Calender of Entries in the Papal Registers relating to Great Britain and Ireland. Calender of Papal Letters (London, 1895, II, 214. ; quoted in Magoun, ibid, p.6. [原典：To William de Spalding, canon of Scoldham of the order of Sempringham. During the game at ball (ad pilam) as he kicked the ball (cum pede), a lay friend of his, also called William, ran against him and wounded himself on a sheathed knife carried by the canon, so severely that he died within six days. Dispensation is granted, as no blame is attached to William de Spalding, who feeling deeply the death of his friend, and fearing what

- might be said by his enemies, has applied to the pope.] F. P. マグーン著, 忍足欣四郎訳, 上掲書, 8頁の訳を用いた。
- 9) Norfolk ; ノフォーク : 英国イングランド東部の州
- 10) Avignon ; アビニョン : フランス南東部, Vaucluse 県の Rhone 川に臨む都市で主都 : 1039—77年の間, ローマ教皇庁があった。
- 11) Ely ; イーリ : 英国イングランドの東部の旧州, 現在では Cambridgeshire 州と合併して Cambridgeshire and Isle of Ely 州となっている。
- 12) D. Wilkins, *Concilia Magnae Britanniae* (London, 1737), III, 56—61 ; quoted in Magoun, *ibid.*, p. 7.
- 13) Newark ; ニューアーク : 英国イングランド中部 Nottinghamshire 州にある町
- 14) Knox and Leslie, ed. cit., *The Miracles of Henry VI* (1923), pp. 131—132 ; quoted in Magoun, *ibid.*, p. 14. [原典 : The game at which they had met for common recreation is called by some the foot-ball-game. It is one in which young men, in country sport, propel a huge ball not by throwing it into the air but by striking and rolling it along the ground, and that not with their hands but with their feet. A game, I say, abominable enough, and, in my judgement at least, more common, undignified, and worthless than any other kind of game, rarely ending but with some loss, accident, or disadvantage to the players themselves.] F. P. マグーン著, 忍足欣四郎訳, 上掲書, 20頁の訳を用いた。
- 15) Hundred Years War ; 1337年から1453年に渡るフランスのカペー王朝の王位継承権をめぐる英仏間の戦争 ; この戦争により英国は Calais を除くフランス内の領地を失った。
- 16) *Calendar of Close Rolls. Edward III (1364—1368)* (London, 1910), pp. 181—82. : quoted Magoun, *ibid.*, p. 7. [原典 : To the sheriffs of London. Order to cause proclamation to be made that every able-bodied man of the said city on feast-days when he has leisure shall in his sports use bows and arrows or pellets or bolts……forbidding them under pain of imprisonment to meddle in the hurling of stones, loggats and quoits, handball, football (pilam pediuam) ……or other vain games of no value ; as the people of the realm, noble and simple, used heretofore to practise the said art in their sports, whence by God's help came forth honour to the kingdom and advantage to the king in his actions of war, And now the said art is almost wholly disused, and the people indulge in the games aforesaid and in other dishonest and unthrifty or idle games, whereby the realm is like to be without archers.] F. P. マグーン著, 忍足欣四郎訳, 上掲書, 9頁の訳を用いた。
- 17) *Statutes of the Realm* (London, 1816), II, 57, col. 1 ; quoted in Magoun, *ibid.*, p. 7. [原典 : ……but such servants and laborers shall have bows and arrows and use the same on Sundays and holidays, and leave all playing at ball, whether hand-ball or football, as well as the other games called quoits, dice, stone-putting, and other such im portune games…….] F. P. マグーン著, 忍足欣四郎訳, 上掲書, 10頁の訳を用いた。
- 18) Agincourt ; アジャンクール : フランス北部 Calais 付近の村 : 百年戦争中, Henry V の率いた英軍がフランス軍に対して勝利を収めた地。
- 19) R. R. Sharpe ed., *Calendar of Letter Books, Letter Book, I* (1904), 125 ; quoted in Magoun, *ibid.*, p. 11.
- 20) Crécy ; クレシー ; フランス北部, Reims 北北西方の村 : 1346年 Edward III の英軍がフランス軍に大勝した場所。
- 21) Poitiers ; ポアティエ ; フランス西部, Vienne 県の主都 ; 古代ローマの遺跡があり古戦場。
- 22) Wars of the Roses ; バラ戦争 ; 紅バラを記章とする Lancaster 家と白バラを記章とする York 家の2つの王家の間の内乱 ; 1455年に始まり1485年 Henry VII が両家を統一した時まで続いた。
- 24) *Rotuli Parliamentorum*, VI, 156, col. 1, part 47. ; quoted in Magoun, *ibid.*, P.13.
- 25) *Statutes of the Realm*, II, 462, col. 2, last item ; quoted in Magoun, *ibid.*, p. 14. [原典 : Item. That according to the laws of this land no person shall practise any unlawful games such as dice, quoits, football, and such games, but that every strong and able-bodied person shall practise with his bow for the reason that the notional defence depends much on bowman.] F. P. マグーン著, 忍

- 足欣四郎訳，上掲書，18～19頁の訳を用いた。
- 26) Sharpe, op. cit., Letter Book L, 163-4.; quoted in Magoun, *ibid.*, P.14.
- 27) Joseph Keble ed., *Statutes at Large* (London, 1684), p. 318, chap. 2, part4., quoted in Magoun, *ibid.*, p.16.
- 28) *Rotuli Parliamentorum*, III, 643, item65; quoted in Magoun, *ibid.*, p.11.
- 29) Halitax; ハリファックス; 英国イングランド北部, Yorkshire 州南西部の都市。
- 30) H. Ling Roth, *The Yorkshire Coiners (1767-1783) and Notes on Old and Prehistoric Halifax* (Halifax, 1906), p.141.; quoted in Magoun, *ibid.*, p. 13. [原典: that none, from henceforth, play at dice, bowls, or football, or other unlawful games, under pain of a penalty of 12 pence, for each offence.]
- 31) H. Ling Roth, loc. cit.; quoted in Magoun, *ibid.*, p. 13.
- 32) Leicester ; レスター; 英国イングランド中部, Leicestershire 州の州都。
- 33) Mary Bateson ed., *Records of the Borough of Leicester* (London, 1901), II, 290.; quoted in Magoun, *ibid.*, p. 13.
- 34) *ibid.*, p. 317; quoted in Magoun, *ibid.*, p.13. [原典……that no man of the town nor of the cuntray play withinne the fraunchys of this town……at no unlawfull gamons that been defended by the statute and lawe and by the parlement, that is for to sey at dyce……tenes……football……in payne of inprisonment. And the owner of the hows, gardens or placez where the playes been used as often as hit is so founden and used shall paye to the chamberlens iiid. and every player vi d. to the same chamberlens to the use of the commons.] F. P. マグーン著，忍足欣四郎訳，上掲書の18頁の訳を用いた。
- 35) Geoffrey Chaucer : 英国の詩人; *The Canterbury Tales* の作者で「英詩の父」と呼ばれる。
- 36) F. N. Robinson ed., *The Complete Works of Geoffrey Chaucer* (Boston, U. S. A, 1933) p. 50; quoted in Magoun, *ibid.*, p. 8. [原典: Ther stomblen steeds stronge, and doun gooth al; He rolleth under foot as dooth a ball. F. P. マグーン著，忍足欣四郎訳，上掲書，10頁の訳を用いた。
- 37) John Dryden ; 英国の詩人・劇作家・批評家
- 38) John Wyclif ; 英国の神学者・宗教改革者・聖書翻訳者。
- 39) John Wyclif, Twip popis homas Arnold ed., *Select English Works*, II (London, 1871), P.280; quoted in Magoun, *ibid.*, p.8. [原典: Now Cristene men ben chullid, now wip popis, and now wip bishopis, now wip cardinalis of popis, now wip prelati under bishopis; and now bei cloutenper shone wip censuris, as who shulde chulle a footballe.] . F. P. マグーン著，忍足欣四郎訳，上掲書，11頁の訳を用いた。
- 40) John Lydgate ; 英国の修道士・宮廷詩人
- 41) イングランドの East Anglia で行われた一種のフットボール
- 42) J. O. Halliwell ed., *A selection from the Mina Poems of John Lydgate*, 200; in *Early English Poetry, Ballads and Popular Literature of the Middle Ages* (Percy Society, 1842), II; quoted in Marples, *A History of Football*, Secker & Warburg, p. 32. [原典: Bolsteryd out of length and bread lyck a large campynge balle.]
- 43) G. Sarrazin ed., *Octavian; Zwei mittelenglische Bearbeitungen der Sage* (Altenglische Bibliothek, Bd. III, Heibronn, 1885), p. 141, vv, 1242-44; quoted in Magoun, *ibid.*, p. 8. [原典: And some he swilke a boxe lent, þat þe heed fro þe body went, Als it were a foteball.] F.P. マグーン著，忍足欣四郎訳，上掲書，10頁の訳を用いた。
- 44) J. E. Wulfing ed., *Laud Troy Book* (EETS, Org. Ser., Nos, 102-3, (902-3), 373; quoted in Marples, *ibid.*, p. 32. [原典: Hedes reled aboute over -al As men playe at the fote-bal.]
- 45) J. R. R. Tolkien-E. V. Gordon ed., *Oxford 1936*, v. 428.; quoted in Magoun, *ibid.*, p. 9. [原典: And many kicked it (the head) with their feet as it rolled away.]
- 46) Cheshire; 英国イングランド北西部の州
- 47) G. Ormerod, *the History of the Country Palatine and City of Chester* (ed. 1882), II, 162, cal. I.; quoted in Marples, *ibid.*, p.33.
- 48) *The Works of Thomas Occleve*, ed. I. Gollancz, E. E. T. S., Extra Ser., No.73 (London, 1942), II,

38. ; quoted in Magoun, *ibid.*, p.11. [原典: Hir mouth is nothing scant with lippes gray; Hir chin unnethe may be seen at al ; Hir comly body shape as a foot ball : And shee syngith ful like a pape Jay. F. P. マグーン著, 忍足欣四郎訳, 上掲書, 15頁の訳を用いた。
- 49) Bury St. Edmunds ; 英国イングランド東部. Suffolk 州西部の都市都市 : 中世の寺院の遺跡で有名。
- 50) Yorkshire ; 英国イングランド北部の英国最大の州。
- 51) Leicestershire ; 英国イングランド中部の州。
- 52) Quoted by Magoun, *ibid.*, p.p11-12, from a transcript supplied to him by Miss Lillian Redstone
- 53) Reginald R. Sharpe ed., *Calendar of Letter-Books. Letter Book I* (London, 1909), p.72. quoted in Marples, *ibid.*, p.34. [原典: No person shall levy money, or cause it to be levied, for the games called football and cock-threshing, because of marriages that have recently taken place in the said city (London), or the suburbs thereof ; on pain of imprisonment and of making fine at the discretion of the Mayor and Aldermen.]
- 54) Bicester ; 英国イングランド南部の Oxfordshire 州にある都市
- 55) W. Kennett, *Parochial Antiquities* (1695), p. 578 ; quoted in Marples, *ibid.*, p.35.
- 56) 日曜日 を 安息日 として 厳守 すること。
- 57) Exeter ; 英国イングランド南西部 Devonshire 州の州都 : 中世の教会堂がある。
- 58) D. Wilkins, *Concilia Magnae Britanniae* (London, 1737), II, 140 col. 2 ; quoted in Magoun, *ibid.*, p. 10.
- 59) E. A. Freeman, *Exeter* (1887), p. 161. ; quoted in Marples, *ibid.*, p. 36.
- 60) F. J. Furrivall (ed), Robert Manning, *Handlyng Synne* (EETS Orig. Ser. No. 123, part ii, 1903) ; quoted in Magoun, *ibid.*, p.10.
- 61) Ed. E. Peacock, E. E. T. S., *Orig. ser.*, No. 31 *Clondon*, ver. ed., 1902), p.11. ; quoted in Magoun, *ibid.*, p. 10. [原典: Do not allow them to indulge in casting axle-trees and stones there ; banish from the churchyard ball and bar and similar games.] F. P. マグーン著, 忍足欣四郎訳, 上掲書, 14頁の訳を用いた。
- 62) Peacock, ed., *cit.*, p.11, note2. ; quoted in Magoun, *ibid.*, p. 10.
- 63) Sussex : 英国イングランド南東部の州
- 64) Sussex Arch. Collect., XV (1863), p. 213 ; quoted in Marples, *ibid.*, p.36.
- 65) *Ibid.*, XII (1860), p.43; quoted in Marples, *ibid.*
- 66) Norfolk ; 英国イングランド東部の州
- 67) 67) Forby, 50-4, quoting the Continuator of Blomfield's History ; quoted in Marples, *ibid.*, p. 37.
- 68) Brit. Mus. Royal MS. 6. E vii, f, 140v. ; quoted in Marples, *ibid.*, p.37.
- 69) By A. Wettver, *Euglisher Sports in 14 Jahrhandent* (Göttingen, 1933), 66-7, where both there ; illustrations are discussed. ; quoted in Marples, *ibid.*, p.38.
- 70) 英国イングランド南西部, Sever の川に臨む都市と Gloucestershire 州の州都。
- 71) 腰掛の座裏の突出部, 座をはね上げると起立姿勢の支えになる。
- 72) Magoun, *ibid.*, p.9.
- 73) Brittau ; フランス北西部, イギリス海峡と Biscay 湾とはさまれた半島を中心とする地域
- 74) Cornwall ; 英国イングランド南西部の州
- 75) Acts of the Parl. of Scotland (1424-1567). II (1814), 5b, chap. 18 ; quoted in Magoun, *ibid.*, p. 87.
- 76) *Ibid.*, II, 48 a & b : quoted in Magoun, *ibid.*, p. 87.
- 77) *Ibid.*, II, 100, chap. 6 ; quoted in Magoun, *ibid.*, p. 88.
- 78) *Ibid.*, II, 226b chap 13 : quoted in Magoun, *ibid.*, p. 88.
- 79) 聖母の潔めの祝日, 聖燭祭
- 80) Melrose : 英国スコットランド南東部, Tweed 川に臨む村 : 有名な修道院の廃墟がある。
- 81) Jedburgh : イングランドと境界近くにある英国スコットランド南東部の町 : 大修道院の遺跡がある。
- 82) Watson(2), II ; quoted in Marples, *ibid.*, p. 39.
- 83) T. Dickson ed., *Compota Thesaurariorum Regum Scotorum* (1877), I, 330 ; quoted in Marples, *ibid.*, p. 39.
- 84) J. Small ed., *The Poetical Works of Gavin Douglas* (1874), I, 118-19 ; quoted in Marples, *ibid.*, p. 39.